

<研究ノート>

日米地位協定における刑事裁判権・管轄権 －隷属的地位の日本と二重の矛盾集中の沖縄－

三宅孝之

はじめに

- 1 第2次世界大戦後の日米関係
- 2 米兵等による刑事事件と捜査、裁判権問題

結びにかえて

はじめに

全国知事会は、2018年8月14日、日米両政府に対して、日米地位協定の抜本的な見直しの提言をした⁽¹⁾。この提言に至った経緯は、全国知事会の下に、在日米軍基地に係る基地負担の状況を都道府県における基地等の所在の有無にかかわらず理解し深めるために2016年11月に設置された「米軍基地負担に関する研究会」（6回開催）⁽²⁾が「日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定」をテーマにして意見交換、ヒアリングを通じて共通理解を深め、「現状と改善すべき課題」を確認し、両政府への同「提言」（2018年7月27日議決）となったものである。この全国知事会の提言は、日本の「全土基地化」が進行し、依然として核兵器による抑止力に依拠する日米両政府の内政外交政策を見るとき、抱える自治体住民の安全、人権、平和を守ろうとするに止むに止まれぬ知事の叫びとして、その正当性のある傾聴し解決されるべき課題といえる。

本稿は、この全国知事会の提言のうち米軍人等（軍属、同随伴家族を含む。）による事件・事故による基地周辺住民の安全安心と直接関係する日米地位協定、補足協定、運用改善の現状の下での刑事法分野に係る刑事裁判

権、管轄権の現状、問題点、課題につき検討し、あるべき方向性について提示しようとするものである。

その際、とりわけ米軍の専用施設の基地面積割合が7割を超え、県民人口（約139.5万人2010年、142.3万人 2018年）に占める基地内外居住の米軍人等（軍人2.5万人弱、2008年）の割合が高く、諸矛盾の集中する沖縄県における状況にも留意して述べることにする⁽³⁾。

第1章において、第2次世界大戦後の日本国憲法と日米安保条約体制の歴史、関係性、そして、地位協定上の刑事裁判権に触れ、第2章で、現実の米軍・米兵等による刑事事件を通して捜査、裁判権問題の現状と日本における米軍の法的地位、米軍人等の刑事事件における裁判管轄権、在日米軍関係者の法的地位の幾つかの問題点を指摘することにする⁽⁴⁾。

注

(1) 2018年8月14日18時14分、朝日新聞デジタル、古城博隆「日米地位協定の抜本的見直し、全国知事会が両政府に提言」。

(2) http://www.nga.gr.jp/ikkwebBrowse/material/files/group/2/24-1_shiryoutaibeigunkitchi/2017072.pdf。「米軍基地負担に関する提言」全国知事会（2018年7月27日）。

現状と改善すべき課題を以下の5項目および提言を4項目挙げている。前者は、「①日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。②基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。③全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。④日米地位協定は、締結以来一度も改訂されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。⑤沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上

回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。」とし、具体的提言として、「1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭したうえで実施されるよう、十分な配慮を行うこと／2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。／3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証をおこなうこと／4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること」を記している。

(3) 米軍人等は、基地外の住宅へも移・居住しているが、その数は、嘉手納飛行場他の米軍施設周辺の沖縄市で1万4301人、北谷町で1万394人(2010年)であり、約3割の米軍関係者が「基地外移住者」として基地の施設外に居住していた。圓田浩二、瀬底言、墨谷美香、照屋香「沖縄における基地外移住者問題-北谷町砂辺区に対するフィールド調査-」沖縄大学人文学部紀要13号(2011年)74頁。沖縄駐留米軍兵士数2万4612人(内訳、海兵隊1万4958人、空軍6676人、空軍6676人、陸軍1716人、海軍1217人、2008年)。

(4) 先行研究が、多く蓄積されている。伊勢崎賢治、布施祐仁『主権なき平和国家 地位協定の国際比較からみる日本の姿』(2017年、集英社)全269頁他、本稿注で文献を示す。

1 第2次世界大戦後の日米関係：日米安保条約と地位協定

(1) 歴史的背景

わが国の国家、法制度の基本構造・形態は、第2次世界大戦の敗戦国に対する連合国による統治の第1期(1945年8月15日～1951年4月27日)並びにサンフランシスコ(単独)講和条約および日米安全保障条約締結以降(1952年4月28日～現在)の第2期を経て形成されたものである。

第1期は、わが国日本がアジア、太平洋地域における侵略戦争において、戦勝国となった連合国に敗北し、1945年8月15日以降、連合国最高司令官である米国のダグラス・マッカーサー元帥の率いる同最高司令官総司令部(GHQ)による占領が始まった。その占領政策の根拠は無条件降伏によるポツ

ダム宣言の受諾にあり、その完全実施にあった⁽⁵⁾。

わが国は、同占領による日本国憲法の制定（1946年11月3日）をはじめ、非軍事化と民主化が進行し、非武装の平和国家の建設を開始した。

しかし、米ソの冷戦構造が形成されるなかにあつて、占領を終え日本国の独立回復が各国との講和条約締結を通じて現実化しようとしていた。しかし、米国は、1949年10月の中華人民共和国の誕生、1950年6月の朝鮮戦争の勃発によって日本の世界アジア戦略上の重要性を認識し、対日方針の転換をはかり日本を反共の防壁とすることに転換し、このため、講和条約はソ連（ソビエト社会主義共和国連邦）、中国、インド等の連合国の一部を除いた単独講和（サンフランシスコ平和条約）として締結された（1951年）。

第2期は、この沖縄、奄美大島、小笠原を連合国から米国への「信託統治」段階に置くことを伴った「独立」国、内実は自発的な隷属国家への歩みでもあった。このことが、今日までの日本の米国への従属国家状態を生み出すことに繋がってきた。米国は、占領終結後も引き続き、占領を「継続」するため、単独講和条約と別個に日米間の「安全保障条約」を締結し、沖縄（小笠原および奄美大島）の分離、「信託統治」を理由とし、アジア、日本、太平洋地域での世界戦略の展開を図ることができた⁽⁶⁾。この（旧）日米安保条約に3条に基づき、在日米軍の取り扱いにつき「日米行政協定」が締結された（1952年2月28日）⁽⁷⁾。

しかし、米国は、「信託統治領」に置くことなく、講和条約発効（1952年4月28日）前に、トカラ列島（1952年2月10日）が、条約発効16年後に小笠原諸島（1968年6月26日）が返還され、そして沖縄県については20年後（1972年）の日本国復帰まで「潜在主権」を日本国に認めた形でアメリカ軍による統治支配権をもった「琉球列島米国民政府」が全権を握った。沖縄県のアメリカ軍（国）による支配は、1945年から1972年まで、37年間余に及んだ苛酷で、異常なもの（ベトナム戦争時の米国軍の発進基地）であった。ただし、1945年8月当時、以降に沖縄占領をしていた米国海軍政府（1946年7月から同陸軍政府）は、1946年4月以降「沖縄民政府」（任命知事）および

「沖縄議会」を同軍布令により設立した（～1972年）。

わが国内では、朝鮮戦争の勃発を契機に、1950年7月8日のマッカーサー指令部によって、警察予備隊と沿岸警備隊の増設が吉田首相に指令され、後に警察力を補う警察予備隊は、有事の際には米軍の指揮下に置かれる（陸の）保安隊となり（1951年2月）を経て、自衛隊という陸海空の自衛隊（軍隊）の創設（1954年）を経て今日に至っている⁽⁸⁾。

こうして、第2期はわが国には憲法体系に対し、米軍および自衛隊の制度を許容する日米安全保障条約、自衛隊法体系との両立状態が到来した第1段階から、1960年1月（新）安保条約6条に基づく在日米軍の施設、区域、地位に関する「日米地位協定」が条約の形態で、それ以前の行政協定を承継し締結された第2段階に入った（1960年1月19日）⁽⁹⁾。

そして、今日第3段階というべき新たな展開、すなわち1992年自衛隊が「国連平和維持活動（PKO）」によるカンボジア国駐留、さらには2014年の限定的な集団的自衛権行使容認内閣決定、安保関連法の成立（2015年）によって、自衛隊の海外における新たな派遣、活動の展開が可能となっている段階に入っている⁽¹⁰⁾。

この結果、わが国の自衛隊は1990年代以降の自衛隊PKO活動を含む自衛隊の海外活動を行えることになったことから、軍隊の国際的派遣国として、その受入国との間に派遣国としての「2国間地位協定」を結ぶことになった⁽¹¹⁾。

こうして本稿で扱う日米「地位協定」と刑事裁判権・管轄権問題は、今や米国同様に国際的派遣国日本の地位協定問題、すなわち「受入国」（日本政府は「接受国」と呼称）および「派遣国」における共通する地位協定問題となっている。

（2）日米地位協定上の組織機構

日米地位協定の実施に関して、日米間の相互間協議の必要なすべての事項の協議機関として「日米合同委員会」（以下、合同委員会）が設置されてい

る（地位協定25条1項）。

この合同委員会は、とくに安保条約の「目的遂行に当たって、米国が使用するために必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関」としての任務を行うとされる（同25条2項）。この合同委員会の下に分科委員会および特別専門家委員会等が設置されている。

この地位協定実施の協議機関である合同委員会は、月2回木曜日に午前11時から、日米の相互の都内施設で開催される。構成員は日米1対1で、日本側は外務省北米局長、そして米国側は在日米軍司令部副司令官という、文民対軍民という異質なものである⁽¹²⁾。同席者は日本側の防衛省地方協力局長、米国側は在日米軍参謀長・公使ら計11名で米国側が多い。

同合同委員会の下には、施設分科委員会、刑事裁判管轄権分科委員会、刑事裁判手続に関する特別専門家委員会等、35以上の分科会が置かれている。

協議事項は、米軍使用の施設・区域の決定手続、民刑事裁判権・課税・出入国管理に関する米軍・その構成員の特権と免除、調達・交通・通信・公益事業における米軍への便宜供与、沖縄米軍基地内からの風疹被害波及、環境破壊物質の排出等、多岐にわたっている。

問題は日米間の協議を通じ合意に達した事項が、すべて開示されているわけではないことであり、外務省および防衛相等の日本政府が、「秘密保全に関する訓令」等によって、国民の知る権利を事実上制限することになっていることにある。とりわけ「特定秘密保護法」の制定（2013年12月）、施行（2014年12月）以降、特定秘密の対象となる情報は、「外交」「防衛」「テロリズムの防止」等に関する情報であることから、「特定秘密」指定の適正化が急務となっている事態を迎えていることにある⁽¹³⁾。

（3）日米地位協定における刑事裁判管轄権等

刑事裁判管轄権は、刑事司法手続における裁判段階における裁判所の審理に限定されるものではなく、その前段階である捜査手続段階での被疑者の勾留・取調べ、証拠収集といった行為、さらには起訴前・起訴後の一連の刑事

手続が含まれる。一般的に刑事裁判管轄権の根拠としては、犯罪の発生、実行地である当該国が領域主権に基づき行使するという属地主義が原則である⁽¹⁴⁾。

日米安保条約6条に基づく日米地位協定（以下「地位協定」という。）は、在日米軍関係者、広く構成員等が、日本国領域内で犯したとされる被疑行為、事実につき、わが国の刑事裁判権との関わりでどのような法的地位を占めることになるかを規定するものでもある。この属地主義に対する例外規定が、地位協定17条に規定されているといえる⁽¹⁵⁾。

そこでまず、在日米軍との関係で地位協定上、場合によっては特権が賦与される対象となる人的な集団、個人の範囲に触れておき、その次に刑事の裁判管轄権に関する諸問題を見ることにする。

地位協定は、全文について知ることはできるが、この協定の解釈、適用等の実際について承知することは難しい。しかし、日本外務省が1983年12月に作成した「秘無期限」の機密文書である『日米地位協定の考え方・増補版』（以下、「考え方」と括弧付きで略す。）は、これを入手した琉球新報社から刊行されている。外務省は、2004年1月30日、この増補版の存在、保有を認めたとされる⁽¹⁶⁾。

1) 在日米軍（合衆国軍隊）の構成員等（1条）

地位協定は、在日米軍の「構成員」以外に「軍属」、およびそれらの「家族」の三者について定義している（1条。以下「構成員等」ともいう）。

軍構成員は「日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍または空軍に属する人員で現に服役中のもの」をいう（同条a）。在日米軍司令部フェイスブックによれば、日本に駐留している米軍人の数は約50,000人で（内訳は陸軍2,000人、空軍13,000人、海軍19,000人、海兵隊16,000人）、時々推移し、出入国管理につき日本は米国側に特権を賦与しているため、その人数を日本政府は間接的にしか把握しえていない⁽¹⁷⁾。

軍属は「合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用さ

れ、これに勤務し、またはこれに随伴するもの」をいう（同条b）。この軍属には日米の二重国籍者の場合、「合衆国が日本国にいたもの」は、合衆国国民、すなわち合衆国籍の文民とみなすとする⁽¹⁸⁾。2016年4月の元海兵隊員の軍属による強盗殺人事件があったが同人の被用形態は、補足協定（2017年）によって軍属から除外される業務となった。しかしながら、非軍人のコントラクターを米軍が軍事関係業務遂行のため、「民間業者」として常用し、「兵站その他の支援業務ばかりでなく、過去においては制服着用 of 軍人が遂行した施設及び要員の保安、並びに中核任務の完遂さえコントラクターに大きく依存するようになってきた」⁽¹⁹⁾ 現代的軍事作戦行動面から、果たして軍属に明確な限定が懸けられるかは疑問である。

軍構成員および軍属の家族は、外国人登録管理の関係法令の適用を受けないので、居住地が在日米軍基地外の一般の日本人居住地での生活者（「基地外居住者」、「基地外移住者」と呼ばれる。）についても、当該地方自治体では登録管理による把握が正確にはされていない⁽²⁰⁾。

軍属については、沖縄県選出の照屋議員から内閣に文書による質問があり、その人数の回答もあった。これによって、在日および在沖の軍属数が明らかにされた。日本政府の把握によると、年度の統一性がないが、在日米軍属7300人（2016年）、在沖軍属1885人（2013年3月末）であったとした⁽²¹⁾。

2) 刑事裁判権（17条）

米軍の構成員等の3類型によって日本の刑事裁判権の行使を免れる特権を有することになる。

地位協定は、17条の規定において、次の通り規定する。

「1（項） a 合衆国の軍当局は「軍法」に服する「すべての者」に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権（all criminal and disciplinary jurisdiction）を日本国において行使する権利を有する。

b 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に

対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する」（条文内の鍵括弧および（英文）は筆者付加）

そこで、まず在日米軍人についてである。同軍人は、本条1項aでいう軍法に服するものの範囲は米政府が日米合同委員会で通知、合意したことになっている。これによれば、米国連邦最高裁の判決から文民（civilian）に対する平時の米軍法会議の管轄権が否定されるに至っており、「軍属・家族の犯罪には事実上我が国が専属的裁判権を行使している如き現象を呈している等の実情」⁽²²⁾があるとする。

（裁判権等）合衆国（在日米軍）がもつ「裁判権等」には刑事管轄権のみならず、行政上の懲戒権も含まれていることに留意すべきである。米軍人に対する刑事裁判上の問題点のみならず、刑事裁判および刑罰権の専断的回避が、行政的懲戒権の行使またはその専断的な回避へと繋がる余地をのこしているのである。この意味での「裁判権」は「刑事司法」（刑事裁判権）のみならず、それを回避した「行政的懲戒権」を含んだものとして理解しておくべきなのである。

（競合裁判権の分配）日米両当局の裁判権が競合する「競合裁判権」は、その優先順位が第一次裁判権として規定されており、同権利を行使しないか放棄した場合には、他方の側に裁判権が移ることを意味している⁽²³⁾。米側の第一次裁判権は、①専ら米国の財産・安全のみに対する罪、②専ら米軍構成員等の身体・財産のみに対する罪、「公務執行中」の行為（作為・不作為）から生ずる罪（17条3項a）にある。この公務については「運用の改善」によって、第一次裁判権は日本側も有することになった⁽²⁴⁾。これに関し、日本側の第一次裁判権は、前掲の①および②以外の「その他の罪」（同条3項b）について有する。例示として、犯罪主体が（米軍または軍属の）家族で、その犯罪が米軍人に対して犯された罪も該当するとする⁽²⁵⁾。

米国は米国国際安全保障に関する諮問委員会において、地位協定に競合裁判権（＝競合的司法管轄権）の条項が挿入される場合には、①裁判権（＝司

法管轄権)の行使を受入国が放棄することを求め続けること、②米国は独占的な刑事裁判権を求め続けるべきこと、③例外的に現地の受入国の裁判制度が健全で、かつ裁判権を**通常は放棄する**と信じられること、があること前提としているからとする⁽²⁶⁾。

注

(5) ポツダム宣言は1945年7月26日、米国大統領トルーマン、英国首相アトリー、中華民国蒋介石の3首脳名で同意、発表され、ソ連のスターリンは対日参戦(8月6日)後の8月8日に署名した。同宣言(全文13項目)につき、国立国会図書館「憲法条文・重要文書」参照。<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html> 第7項では、新秩序が建設され、日本国の戦争遂行能力が破砕されるまで占領があること、第12項では日本国国民の自由な意思による平和的で責任ある政府が樹立されれば連合国の占領軍は撤収するとした。

(6) 北緯29度線以南の奄美、沖縄の南西諸島および小笠原諸島は、米国が国際連合に提案した場合、米国の信託統治下に置き日本も同意するが、それまでの期間は米国の施政権下に置かれることになった。つまりは、先送りされる米国による信託統治までの期間、米国は引き続き同国の軍事政権下に置くというものである。サンフランシスコ講和条約(1952年4月28日発効)第3条(信託統治)「日本国は、北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国の唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」サンフランシスコ講和条約締結後の軍事占領下の沖縄につき、井端正幸「サンフランシスコ体制と沖縄—基地問題の原点を考える—」立命館法学333・334号(2010年)116-139頁。日本国憲法の成立過程から現行安保体制の成立と現段階につき、平和憲法の成立、戦争放棄条項の誕生として捉える古関彰一『「平和国家」日本の再検討』が詳しい。古関は、「冷戦の終結は、ソビエト連邦の崩壊により、戦後半世紀わたって続いてきた東西対立を終結させた。」「冷戦後、特にヨーロッパにおいて、NATOの再編に象徴されるような安全保障条約の再編が行われ、さらには戦争形態が大きく変化したにもかかわらず、日本そしてアジア・太平洋においては、冷戦下の基本的には軍事力のみによる安全保障体制をそのまま維持することになった。」「ヨーロッパの「冷戦

後」が、日本を含む東アジアで「冷戦後」にならないことを、極めて明確に示しているのが「**冷戦下**」を象徴的に示している**日米地位協定が、「冷戦後」も全くそのまま維持されていることである。**」とする(ゴチック筆者)。

- (7) 日米行政協定は、17条で、北大西洋条約当事国による米国軍隊の地位協定の効力発生までの間として「合衆国の軍事裁判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びに家族(日本の国籍のみを有するそれらの家族を除く。)が日本国内で犯すすべての罪について、**専属的裁判権**を日本国内で行使する権利を有する。この裁判権は、いつでも合衆国が放棄することができる。」とし、在日米軍人等すべてに関する米国の**排他的裁判権**を明記する。
- (8) 一連の立法、改正法(律)を「安保関連法」と呼称するが、これらは2015年9月に成立、交付された。新たに可能となった自衛隊の活動は、①自衛隊法改正によって米軍等の部隊の武器等の防護、②国際平和維持活動法(PKO法)によって治安維持以外に駆け付け警護、③重要影響事態法(名称変更)によって周辺事態という地理的限定が無くなり一定範囲での他国軍機への給油・整備、④武力攻撃事態法によって日本への武力攻撃および存立危機事態の事態での武力行使(集团的自衛権行使)であり、⑤その他(船舶検査法、米軍等行動円滑化法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議(NSC)設置法)の法改正によって、「存立危機事態」への対応も可能となった。新法として国際平和支援法によって、国連決議に基づく諸外国軍隊への後方支援も可能となった。池上彰『日本は本当に戦争する国になるのか?』(2015年、SBクリエイティブ)74-79頁。1992年のカンボジア国内でのPKOは派遣国日本に裁判管轄権はあった。発生した致死事件を含む交通事故3件には刑事処分(罰)はなく、寛大な行政(懲戒)処分であった。
- (9) 日本の自衛隊は、軍事的に米軍の統制下に置かれている。具体には、指揮権について密約が存在する。すなわち戦争時には自衛隊は**米軍の指揮下**に入ることになっている。1952年7月23日の吉田茂首相と米軍司令官(マーク・クラーク大将)の指揮権密約:日本独立後も占領体制の継続を約束する。1954年2月8日、2回目の口頭密約(吉田首相とジョン・ハル大将)。(占領下の警察予備隊を経て)保安隊(1952年10月15日)から自衛隊へ(1954年7月1日)。末浪靖司、後掲書『日米指揮権密約』の研究』(2017年、創元社)、3頁。矢部宏治『知ってはいけない隠された日本支配の構造』(2017年、講談社、現代新書)、192-196頁。
- (10) その他、軍事演習・訓練の一体化は進行し、実践的、指令部機能の一体化・共同作戦が湾岸戦争、PKO、1978年のガイドライン(日米防衛協力のための指針)によって加速している。1995年アーミテージ・レポート「米国と日本-成熟したパートナーシップに向けて」、1997年の第2次(新)ガイドライ

ン、1999年「周辺事態法」によって従来の「極東」の地理概念が放棄された。これらは「国旗及び国家に関する法律」によって米国の属国化のなかでのアイデンティティが打ち出され、2015年4月の第3次ガイドライン合意により、自衛隊の一元的管理（統合幕僚長の下、陸海空自衛隊の支配）が行われ、文民統制（シビリアンコントロール）の実態が問われることになった。国家安全保障会議（日本版NSC：議長の首相、防衛大臣、7大臣他の9名）が、2013年12月4日から統合幕僚長の陪席（会議意思決定権なし）を得て開催されることになったが、今日では2015年10月19日の安保関連法の成立、翌16年3月29日施行によって、限定的集团的自衛権行使が可能となった。また、PKO協力法（条件付）が17年施行となった。これに呼応して、自衛隊「いずも」型護衛艦を攻撃型空母へ（2018年3月2日参議院予算委員会での小野寺防衛相発言）、および沖縄本島にミサイル（地对空誘導弾SSM）配備計画（中期防衛力整備計画14～18年度）によって「^{とうしょ}島嶼間射撃体勢」が整いつつある。2018年2月27日朝日新聞。

(11) 日本にとって初めての自衛隊地位協定は、以下で見ると、2003年12月22日、クウェート国と間で締結された「交換書簡」にある。これは、自衛隊がイラクの人道支援特措法によってイラク復興支援目的で派遣されるためのもので、「分配型地位協定」と呼ばれる。刑事裁判権は日本側にあり、公務執行中に生じた事案を除き、民事および行政の裁判権はクウェート国側にあるものである。今井健一郎「アメリカの安全保障条約と米軍兵士による犯罪—米軍地位協定における刑事管轄権の国際比較」山口厚・中谷和弘編著『安全保障と国際犯罪』（2005年、東京大学出版会）235頁。海外における**派遣国日本**（自衛隊）が**受入国**との間で締結した「**地位協定**」を列記すると、1994年ザイール国への陸自駐屯時の交換公文、2003年～2009年6次空自「イラク復興支援活動」におけるクウェート国基地使用の交換書簡、ソマリア沖合海賊行為への自衛隊・海上保安庁他の職員駐留でのジブチ（共和）国との交換公文の締結がある。わが国と他の派遣国の受入国との「特権」（排他的管理権、専属的裁判権）の存否、関係が問題となる。なお、これ以外に国連PKOとして、国連が各国の部隊を統括する場合、国連（派遣組織）が受入国と「PKO地位協定」（国連地位協定）を締結するものがあり、これにより活動する要員の法的地位は、国連憲章105条「自己の任務を独立に遂行するために必要な**特権**及び**免除**を享有する」により国連とPKO受入国間で具体的に規定される。日本は、1992年カンボジアへの国連PKO派遣以降14の国連PKOに参加してきている。伊勢崎賢治・布施祐仁『主権なき平和国家』（2017年、集英社）、194頁以下。

(12) このことにつき日本の外務文民官僚と米国の軍人と1名の文民公使の委員会構成の異質性から、後者の米国への軍事的癒着、従属性が指摘されている。

とりわけ、議事内容が非公開であることから、合同委員会のもつ密室性、国会への報告等義務ないことの反民主性が指摘される。これは「占領期の特権」の維持装置となっていること、すなわち米軍（関係者）の特権の例としての基地権（施設、領土の使用等）、裁判権（治外法権）が継続していることを示すものでもある。矢部宏治、本文注（9）72、85頁以下、参照。

(13) 三木由希子「特定秘密保護法－制定の経緯とその影響」自治総研、438号（2015年）1頁以下。

(14) 近年では刑事裁判管轄権は、①客観的属人主義とされる犯罪被害者の国籍国が行使するとするもの、②主観的属人主義とされる加害者の国籍国が行使するとするもの、③保護主義とされる国益に重大な影響を及ぼす犯罪について関係国が行使するもの、④国際法上の犯罪について関係国が行使するとするものがあるとされる。樋山千冬、「軍属の刑事裁判管轄権－米国の軍事域外管轄権法（Military Extraterritorial Jurisdiction Act：MEJA）をめぐって－」レファレンス747号（2013年）56頁。

(15) 伊勢崎他、前掲書、注（4）、52頁。

(16) 日米地位協定全文につき、外務省ウェブサイト参照。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/fulltext.pdf> 琉球新報社（編）『外務省機密文書 日米地位協定の考え方』（増補版）（2004年、高文研）【外務省機密文書】（1983年12月作成）。

(17) 地位協定9条（軍隊構成員等の出入国）「1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。（以下略）」。なお、日本政府は入国者および出国者の数および種別につき「定期的に米側より通報を受けることになっている」（外務省：第9条に関する合意議事録）とする。外務省機密文書、注（16）、90頁。

(18) 2017年1月16日、「軍属補足協定」と言われるものによって、軍属の範囲が一定「限定」された。これは「環境補足協定」（2015年9月28日発効）に次ぐものである。軍属補足協定（全文、本文7条、末文）は、軍属範囲の明確化（3条1）、コントラクターの被用者の認定基準の作成（3条2）、コントラクターの被用者についての通報・見直し（5条）等を規定する。同日開催の日米合同委員会は合意3として軍属範囲と軍属に該当することとなるコントラクターの被用者の認定基準につき合意した。この新しいコントラクターの被用者には、2016年うるま市でのシンザト被告人は該当せず、したがって軍属構成員として地位はないことになっているとしている。その要件は、①合衆国の正式な招請によ

り、また、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在しているコントラクターの被用者、②合衆国軍隊の任務にとって不可欠であり、かつ、任務の遂行のために必要な高度な技能または知識を有しているコントラクターの被用者。同被用者は一定の専門性、免許資格等があるか、日米合同委員会が特別に認めたものとされる。丹下綾「日米地位協定の軍属補足協定—在日米軍属による事件・事故の防止に向けた取組」立法と調査、392号（2017年）57頁以下、同（丹下綾）「日米地位協定と刑事裁判権—運用改善と軍属補足協定の締結」時の法令、2024号（2017年）74頁以下参照。

(19) 米国国際安全保障に関する諮問委員会（I S A B）、「地位協定（S O F A）に関する報告」（邦訳沖縄県）（2015年1月16日）9頁。沖縄県「地位協定ポータルサイト」所収、<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html>

(20) 園田浩二、瀬底言、墨谷美香、照屋香「＜調査報告＞沖縄における基地外移住者問題—北谷町砂辺区に対するフィールド調査—」沖縄大学人文学部紀要13号（2011年）73頁以下。これによると、防衛庁は「在日軍人等（軍人・軍属・家族別）の施設・区域内外における市町村別居住者数（平成22年3月31日時点）」を作成しており、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江、陸軍貯油施設などの米軍施設のある沖縄県北谷町（基地比率は北谷町総面積の53.5%）では1万394人（人口2万7275人の38%、2010年）、嘉手納空港を一部抱える沖縄市では1万4301人（人口13万249人の11%、同）の軍構成員等である基地外居住者（移住者）が居住する。「2000年代に入ってその数が増加し、地域住民とのトラブルを抱えるようになってきた」（同73頁）とする。石川朋子「嘉手納飛行場周辺移転補償地域「北谷町周辺」の移転と居住」南島文化、2009年83頁以下。筆者も北谷町砂辺地区の外国人住宅の「点在」ではない居住「群」を实地検分した（2016年11月）。

(21) 「衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定の軍属に関する補足協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する平成29年2月10日受領答弁46号内閣総理大臣代理国務大臣 菅義偉」。衆議院「答弁本文情報」（2017年2月10日 答弁46号）。

(22) 外務省機密文書、前掲、注（16）137頁。しかし、合同委員会の合意による軍属規程の限定解釈は、軍属の被疑行為について、米軍裁判権等を行使するか否かの優先的裁量権を米国側がもっていることに変化はないと理解すべきであろう。

(23) 2011年12月合同委員会。飲酒後の自動車運転通勤はいかなる場合も公務とせず、事故の発生があれば日本側が第一次裁判権をもつことになった。丹下綾、前掲、注（18）時の法令、2024号、77頁。

- (24) 外務省機密文書、前掲注(16) 146頁。米軍人か軍属の犯罪であっても、前掲17条3項に該当しないとされた犯罪も日本が第一次裁判権を有するとする。同頁。
- (25) 外務省機密文書、前掲、注(16) 146頁。
- (26) 米国国際安全保障に関する諮問委員会（I S A B）、「地位協定（S O F A）に関する報告」（邦訳沖縄県）（2015年1月16日）1－60頁。沖縄県「地位協定ポータルサイト」www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html「米国の方針は、地位協定の形態がどのようなものであろうとも、すなわち、その包括性、事務管理要員と技術要員の同等性、その他状況に応じた保護がどのような形態で規定されていようとも、米国当局が最大限の司法管轄権を米軍に行行使することを求めている。このような見地から、**米国の独占的な司法管轄権について明確な合意がなされることが理想である**。地位協定に“競合的司法管轄権”の条項が盛り込まれた場合、米国は、米軍に対する司法管轄権の行使を有効とするために、受入国が実際に司法管轄権を放棄していることを確実にするにははっきりと求める。ほとんどの場合、米国は独占的な刑事裁判権を求め続けるべきであるが、現地の裁判制度が健全で、受入国が通常は司法管轄権を放棄するであろうと信じる理由がある場合は通常、競合司法管轄権の体制は容認されるべきである。」同9頁。

2 米兵等による刑事事件と捜査、裁判権

以下では、日米地位協定の改定は回避されながら、日米特別行動委員会（S A C O）の設置に繋がった事件、協定上の新たな合意事項を導いた事件、「軍属補足協定」の成立を促した事件、そして最近の事案の3事件を取り上げて、刑事捜査、裁判権の一端を見ておく⁽²⁷⁾。

（1）沖縄米兵による少女強姦事件（1995年）

1995年9月4日（労働者の日）午後8時頃に沖縄県国頭郡金武町字金武において発生した事件である。沖縄県のキャンプ・ハンセンに駐留する屈強な米海兵隊員2名（21歳と20歳）と米海軍軍人1名（22歳）の計3名が、共謀のうえ、レンタカーを使用し、道路歩行接近中の12歳の女子小学生1名を待機、背後から暴行を加え襲い、拉致した後、同車内で（嘉手納基地売店で事前に購入し）所持したダクト（粘着）テープで同女の両目、口を覆い、さら

に両手首および両足を縛るなど、さらに同女の顔面および腹部を殴打し、抵抗不能状況に置き、後部座席において集団強姦し加療約2週間を要する打撲、傷害を負わせた逮捕監禁および強姦致傷の凶悪な人身被害被疑事件である⁽²⁸⁾。

沖縄県警は、被害者の証言、犯行に使用されたレンタカー等の証拠から、米海兵員らの犯行への関与は明らかとし、9月7日に逮捕令状の発付請求をし、同令状を得たが起訴前には執行できなかった⁽²⁹⁾。

しかし、前述した地位協定(17条5項c)にあったように、軍人の非公務中の被疑行為であった場合に、しかも同人の身柄が米軍内にあれば、起訴に至らなければ、犯行への関与が明らかであっても、日本の捜査当局に、実行犯である米国軍人3名の身柄が引き渡されなかった。

その後、起訴後、身柄は日本(沖縄)側に移り、那覇地裁(長嶺信榮裁判長他、合議)での逮捕監禁および強姦致傷罪の被告事件の裁判となった。検察の捜査段階での被告人らの供述(書)の任意性および信用性が争点となったが斥けられ、同地裁(刑事第二部)は同年3月7日、科刑上一罪で重い強姦致傷罪で処断し、また検察官の懲役10年の求刑に対し、被告人H・G2名(Rodrico Harp, Marcus Gill)を懲役7年、他の1名Lを6年6月とする実刑を言い渡した。

このうちLを含む2名が、量刑不当を理由に福岡高裁那覇支部(岩谷憲一裁判長、合議)に控訴したが、一審(原審)の「量刑が重き過ぎるとは認められない」とし控訴棄却となった⁽³⁰⁾。

加害米兵は、日本の刑務所で未決勾留日数を除き、2003年まで5年余服役した後、米国に帰国し不名誉除隊となった⁽³¹⁾。

なお、加害米兵の受刑者は、わが国では有罪の確定後、検察官による裁判執行の指揮の下、刑執行の処遇刑事施設(「刑務所」)に移送される。裁判所による判決言渡しを受けて、通常那覇地裁または福岡高裁那覇支部に対応する那覇地検または福岡高検那覇支部における裁判の執行段階に入る。法務省矯正局下にある刑事施設における刑の執行を「行刑」と言っている。この行刑

は「行刑密行主義」とされており、3受刑者の収容施設、処遇実態は公表されない。したがって、3受刑者のその後の処遇は公表されていない。

受刑者は、初入者で26歳未満であれば、矯正管区ごとの「調査センター」、東京矯正管区では中野刑務所において受刑者の収容・処遇のための分類調査が実施されて後に、移送・収容先の刑事施設が確定する。外国人受刑者のうち地位協定による在日の米軍構成員等（軍人、軍属、それら家族）の受刑者は、処遇指標としてF級（日本人と異なる処遇を必要とする外国人）とされ、かつ全国から横須賀刑務所に移送されることになっている。さらに、このF級受刑者で、精神面を含め処遇困難なものについては同一東京矯正管内の府中刑務所に移送され、処遇される。3受刑者は横須賀刑務所または府中刑務所に収容され懲役刑で服役することになったであろう⁽³²⁾。

この事件は、沖縄県内でも事件に抗議する県民総決起集会（主催者発表参加者約8万5000人）もあり、沖縄県に集中する米軍基地の整理と縮小、日米地位協定の見直しを求める声が高まった。

前述したように、この事件を受けて、1995年10月には刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意がなされ、地位協定17条5項cの運用に関して「合衆国が、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の場合に・・・被疑者の起訴前の拘禁の移転についての」日本国の要請に対しても「好意的な考慮を払う」ことになった⁽³³⁾。

（2）2004年沖縄国際大学本部棟へのヘリコプター墜落事件と警察権

2014年8月13日午後2時18分頃、沖縄県宜野湾市に所在し普天間海兵隊基地・飛行場に接する沖縄国際大学校地内・本館（1号館）に、米軍の大型輸送ヘリコプターCH53Dが激突し（同本館損壊）、墜落、爆発炎上した事故は、日本国の事故捜査権の喪失の現状を示すものであった。ヘリコプター乗員3名のみのも重軽傷であった事故直後、普天間基地から派遣された米軍関係者は、炎上後の煙のくすぶる墜落ヘリコプターの散乱する校内に無許可で立入り、しかもその周辺を軍関係者とテープ等で囲み、内周（＝第1）規制

線として封鎖し、彼ら以外の日本の消防、沖縄警察および消防当局は直近の内周規制線への立入りを物理的に完全に禁止、排除される規制を受け、外周（＝第2）規制線内から米軍関係者の事故処理、物品撤去の推移を遠巻きに、日本側（県警）が施設・土地管理者、見物人を規制し、傍観するだけであった。

大学構内への、この米軍ヘリコプター墜落事故は、米軍の公務中の事故である。しかし、事故発生地は、明らかに米軍基地外であったのである。

地位協定17条10項 a、b は、つぎの通り規定する。

「17条10（a）合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行う権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

（b）前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は必ず日本の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。」

この本文を否定する特例条文を地位協定には置いていない。したがって、事故関係者は米軍人といえども、日本の警察当局の指揮権限に従うことになる。しかし、そうではなかった。それは、日米地位協定を解釈するための「合意議事録」があり⁽³⁴⁾、地位協定の規定の考え方を逆転させ、日本の警察権が基地外であっても、米軍軍隊財産には警察権（搜索、差押え、検証する権利）を行使しえないことを、日米「行政」当事者間で、国会（立法）が批准した地位協定（条約）さえも実質空洞化する「合意」了解を行っていたのである。しかも、松竹は、「同じ合意議事録でやっているのに、60年代、70年代と比べ、現在の日本政府のアメリカに対する「忠誠」は無条件的なものになっている」とする⁽³⁵⁾。

その後も、米軍機による事故は多発しており、日本国当局の捜査、差押え、検証を行なう権利は行使できないままであり、米軍の排他的基地管理権等の限界の不透明さは放置され、日本側が譲歩したままである⁽³⁶⁾。

(3) 2016年米軍属による強姦致死、殺人等の刑事事件 (シンザト・ケース)

本刑事事件について、新聞報道、起訴状等を総合して、事件の推移および問題点につき見ることにする。

(事件概要等) 2016年5月18日、沖縄県警は捜査の結果、在日 (在沖) 米軍軍属の男性S (シンザト (旧姓ガドソン)・ケネス・フランクリン元海兵隊員、1984年生の33歳、基地外の中部の与那原市在住) が、以下の事件の被疑者として捜査線上に浮上した。県警は、重要参考人として同人を任意聴取し、同人の供述に基づく捜索の結果、翌19日遺体を発見した。このため、同県警は同人を死体遺棄容疑で逮捕した。

(事件の経緯) 2016年4月28日、午後10時頃、被害女性R (島袋里奈、20歳) が、無料通信アプリ・LINE (ライン) で婚約者の男性に「ウォーキングに行ってくる」とメッセージを送った後、行方不明になった。自宅には女性の財布や車が残されており、沖縄県警は事件性が高いとみて、公開捜査に踏み切った。沖縄県の基地の集中する中部のうるま市の自宅から4キロほど離れた工場地帯で県道東側路上をジョギング (ウォーキング) 中のところ、Sは強姦目的で、同女の背後から近づき、後頭・頸部をスラッパー (打撃棒) で殴りつけ、草むらに連れ込み、首を絞める、ナイフ (未発見) で数回刺すなどし、抵抗できない状態にしたものの、強姦できず、一連の暴行等の行為で殺害した。Sは、午後11時45分頃から翌29日午前零時10分頃までの間、Rの遺体をスーツケースに隠し、車で恩納村安富祖の雑木林まで運び、投棄し、遺体の上に土をかけ遺棄したとされる事件である。しかし基地内に捨てたとの供述にある遺体を運んだスーツケースは、同県警が基地内に立ち入れず日本側捜査当局に確認されていない⁽³⁷⁾。

那覇地検は、6月30日、Sを死体遺棄罪で起訴し、殺人罪および強姦致死で那覇地裁に追起訴した。S被告人の弁護人 (高江洲歳満) は、裁判員裁判となることから、裁判員に選ばれる県民が悲しみを共有し心は憎悪で凝り固まっており、厳罰に処すべきという予断をもち公平な裁判を出来ない虞れがあるとして、最高裁に対し本事件の管轄裁判所を那覇地裁から東京地裁に移

管するよう請求したが却下され、裁判では被告人Sの精神鑑定の請求を地裁に申請することを明らかにしていたがこれを撤回し、殺意否認の抗弁をするとした⁽³⁸⁾。

(第一審)被告人Sは、強姦致死、殺人、死体遺棄の3罪で起訴されたが、2017年11月16日、那覇地裁(柴田寿宏 裁判長)の裁判員裁判での初公判が開かれた。被告人・弁護人は罪状認否質問に対し、強姦目的での強姦致死罪の成立を認めたが殺意を否定した。検察は、身勝手な計画的犯行とし、被告人に無期懲役を求刑した⁽³⁹⁾。

12月1日、判決は、被告人Sの殺意を認定し、殺人罪、強姦致死罪、死体遺棄罪の成立を認め、求刑通りの無期懲役の刑を言い渡した。裁判長は判決理由で、争点となっていた殺人罪について「一連の行為は、被害者を死亡させる危険性の高い行為で、医学的見解を踏まえても変わらない」と指摘。危険性を認識した上で犯行に及んでおり、殺意が認められ、同罪は成立するとした⁽⁴⁰⁾。

(損害賠償裁判) この間、被害者の遺族側は12月1日までに、「損害賠償命令制度」に基づき、S被告人に損害賠償を求める申立てを那覇地裁に起こした。また、申立てに対する地裁の決定後、日米地位協定に基づいて米国政府に慰謝料を請求する予定であることが明らかにされた。遺族である父親は代理人を通じ被告人Sに損害賠償命令を申し立てており、第1回審理が12月6日に開かれた。申立てに対し賠償金支払いの決定後、日米両政府に補償請求する方針であった⁽⁴¹⁾。

刑事裁判に続き、那覇地裁は2018年1月、後述の被害者支援の「損害賠償命令制度」に基づき、被告(被告人S)に請求額のほぼ全額の遺族への賠償を命じる決定を出した。被告側は「裁判所の決めた賠償額を支払う能力がない」という趣旨の主張をしたことから、遺族側は同制度に基づき米国政府に補償金を請求する準備を進めた⁽⁴²⁾。

(控訴審他)被告人は、殺人罪を認めた原判決には事実誤認があるとして控訴の申立てをしたが、2018年9月20日福岡高裁那覇支部(大久保正道裁判

長、合議)は、控訴を棄却した⁽⁴³⁾。被告人Sは上告を断念し、また検察も上告しなかったことで無期懲役が確定することになった(10月5日確定)⁽⁴⁴⁾。

(損害賠償問題 その後)2018年3月、被害者側は、被告人Sには、那覇地裁から遺族への損害賠償に応じるだけの支払能力がないため、米軍関係者の公務外の事件、事故などによる賠償請求として、米政府に賠償金を請求できるとする地位協定(18条6項)に基づき、その肩代りを求め、認定された損害賠償額を補償金として請求する書面を沖縄防衛局を通じ米政府宛に提出する予定であった。しかし、米側は、Sが軍属とはいえ米軍と契約する「民間会社に雇用された」軍属で、米側は軍の直接雇用者ではない、米軍の「被用者」ではないので、補償対象にはならないとして補償金の支払いを拒否していた。このため米両政府間でSが被用者に当たるかを含め協議していた。しかし、米国政府が補償対象とした場合、日本側が補償金を補填する「S A C O見舞金」が適用されることになった。2018年7月12日、日米両政府は被告人に代わり、沖縄防衛局を通じて遺族に見舞金を支払った。米政府が一定額を払い、日本政府が不足分を見舞金の形で負担することになった⁽⁴⁵⁾。また、このシンザト・ケースを契機に、2017年1月16日、軍属に関する日米合同委員会において、「地位協定の軍属に関する**補足協定**」が締結され、軍属の範囲の限定がされることになった。

なお、被告人Sの受刑者としての処遇である刑の執行状況は、行刑密行主義の下で詳らかにされていないが、前述の1995年米兵の加害事件における処遇の経緯と同様なものと見てよい。

4) 銃携帯脱走兵事件 (2018年12月6日)

沖縄の嘉手納基地所属の空軍兵1名が実弾15発入った拳銃(ベレッタ92F)を所持し、脱走していた。2018年12月6日午後3時35分頃、米軍側から沖縄県に通報があり、米軍のみならず県警本部および所轄の沖縄署が発砲に備え警察官らに防弾装備品を着用するなどの警戒態勢を敷いていたところ、午後5時45分頃、米軍憲兵隊が、読谷村字座の民間住宅地周辺で脱走兵

を確保し、その直後に米軍側から県警本部に「米軍空軍兵1人が行方不明」との通知があった。

「公務外」の米軍人の「銃刀法違反事件」であることから、身柄が現在米側にあるものの、日本側が起訴すれば、第一次裁判権を日本側はもつことになる。

米軍は銃携帯の米兵脱走につき、日米合意事項として「公共の安全や環境に影響の生じる事案について速やかに地元に通報する」と定めているにもかかわらず、沖縄防衛局への米軍からの通報のみならず、同防衛局嘉手納基地周辺自治体（嘉手納飛行場に関する三市長連絡協議会の沖縄市、嘉手納町、北谷町）への情報提供は逮捕後の7日であった⁽⁴⁶⁾。

しかし、合同委員会の合意（「刑事裁判管轄権に関する事項」）によって、米軍人等の「重大な罪の米軍人等の現行犯人を追跡逮捕するために必要なときは、**令状なくして、施設・区域外の住居等**（したがって、**日本国民の住居**も含む。）に立ち入ることができる」（ゴチック筆者）のである⁽⁴⁷⁾。わが国の「銃刀法違反」が。この重大な罪に相当するのか、それとも米国法上の重大な他罪（被疑）が存在したのかは詳らかにされていない。また、ここでも「合衆国軍隊の軍事警察」は、米軍使用許可の日本国内施設および区域（地位協定2条）でない同「施設および区域の外部」においては、「必ず日本国の当局との取極に従うこと」の条件で、しかも「日本国の当局と連絡して使用される」（17条10項b）こととの関係で、「適当な措置」（同a）を執ったといえるのかが問われている。

注

- (27) 吉田敏浩『密約 日米地位協定と米兵犯罪』（2010年、毎日新聞社）287頁。地位協定の下での半世紀に渉る日米間の密約と刑事犯罪の一端につき触れている。
- (28) 那覇地裁、1996年3月7日判決、逮捕監禁、強姦致傷事件、TKC LEX/DB 28015158、1-16頁。
- (29) 3人の容疑者は、沖縄県警からアメリカ軍の捜査当局に協力を求められ、

3人が使用したレンタカーから同人を割り出し、沖縄本島中部のキャンプ・ハンセンにある四軍合同刑務所の一部の特別に厳重な警戒区域に拘束されていたものの、県警へ身柄移管することは拒否された。これは「日米地位協定」17条5項cによる「合衆国の構成員・・・の拘禁は、その身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする」を根拠にしていた。在沖縄アメリカ総領事オニールは、大田昌秀県知事を訪ね陳謝し3人の容疑者への取調べの全面協力を伝えたが、身柄の移管はしなかった。9月19日、沖縄県議会議長は本事件の抗議決議を携え、村山富市（自民、社会、新党さきがけ3党）、河野洋平外務大臣を訪ね、地位協定の見直しを求めたが、同外相は捜査は支障なく行われているとし、「直ちに地位協定を見直すべきだというのは、議論が少し走りすぎている」とした。同年10月、村山政権は、地位協定上の米軍人・軍属等の「身柄拘束」問題について、日米合同委員会での「運用改善」に合意した。川端 俊『沖縄・憲法の及ばぬ島で』（2016年、高文研）。215-221頁。合意内容の全文は以下の通り。「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を行う。合衆国は日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する」。(30) 福岡高裁那覇支部、1996年9月12日判決、逮捕監禁、強姦致傷事件〈著名事件名 沖縄少女暴行事件控訴審判決〉、LEX/DB 28015336、1-4頁。判例タイムズ、921号（1996年）293頁以下。

(31) この3名の米軍人容疑者の蛮行につき、駐日大使ウォルター・モンデールは「三人の野獣」とし、事件を「アメリカの恥辱」だとして謝罪した。この事件の犯人の他の一名（Kendrick Ledet 犯行時20歳）は、事件から約11年後の2006年に米ジョージア州で元同僚でもあった女子大生（Lauren Cooper 22歳）を強姦後殺害し、自殺したとされる。島は本件の「性暴力の加害者としての矯正はならず、新たな被害者を出した。」とする。島洋子『女性記者が見る基地・沖縄』（高文研、2016年）13頁。David Allen, Former Marine who sparked Okinawa furor is dead in suspected murder-suicide: Abduction and rape recharged opposition to U.S bases in late 1990s, in Stars and Stripes, Aug.25,2006.

(32) 刑事施設におけるF級受刑者は1257人であった（2016年12月）。地位協定上の米軍構成員等の受刑者数は不明である。法務省法務総合研究所『平成29年度 犯罪白書』（2017年）53頁、法務省矯正局「受刑者の分類規定の実施について（依命通達）」（1972年）（監）矯正研究所『実務六法（矯正編）』（東京法令出版）831ノ7参照。

- (33) https://www.mofu.go.jp/mofaj/area/usa/sta/rem_01.html (日本国外務省) 2018年12月14日閲覧。その他、米軍基地の整理、縮小の検討のために、S A C O (沖縄日米特別行動委員会) が1995年11月に設置された。「沖縄県民の負担軽減」最終報書(1996年12月)参照。普天間飛行場の返還を含む。なお、S A C Oは前掲、日米合同委員会の施設分科委員会の下部組織である。
- (34) 「日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え、又は検証を行なう権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの搜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。」(日米地位協定合意議事録、第17条10(a)及び10(b)に関し)。松竹伸幸『対米従属の謎』(2017年、平凡社新書)151-152頁参照。わが国法務省刑事局は、1959年7月14日付通達によって、基地外での米軍事故が発生した場合に米軍が日本政府の事前の承認を受けることなく「日本の私・公有地」に立ち入ることができる」としていた。
- (35) 松竹、同154頁。事故後の2005年4月、当時の米軍機の事故時の混乱から、日米合同委員会は地位協定17条10項bにおける基地外の米軍機事故に関する「ガイドライン」を作成した。それによっても、米軍機の基地外墜落の場合、米軍は日本政府から「事前の承認を受ける暇がないとき」「合衆国財産」を保護するため現場への立入ることができること、また日本政府および米軍当局は無許可の者の事故現場への立入りを制限するために共同して必要な規制をおこなうこととした。事故機の物品および残滓物(汚染土砂等)の管理は米国にあることは変わらない。
- (36) 2016年12月にはオスプレイ(垂直離着陸機)が、沖縄県名護市阿部の民家に近い海岸に不時着、大破し、米軍はわが国当局者らの周辺立入を禁止した。2017年10月、沖縄県東村高江の私人牧草地に、米軍ヘリコプターCH53Eが不時着し、炎上大破した事故が発生し、米軍による同様の内周規制線が張られた。また、同年12月13日には、宜野湾市普天間第二小学校校庭に普天間基地所属のCH53Eヘリコプターの窓枠落下事故が起きた。2018年11月8日には、米軍ヘリコプターの相次ぐトラブル事故が発生したため(沖縄県内、1月)、日本政府(防衛省)が普天間飛行場への自衛官派遣による整備状況の検証を検討していたものの、同省と在日米軍との日米合同委員会の下部の専門家会合が米軍施設ニューサンノーホテル(東京都港区)で開催されたが、同派遣は白紙となった。朝日新聞、「普天間へ自衛官派遣白紙」2018年11月9日付。
- (37) 沖縄タイムス、2016年5月19日付。[www://okinawatimes.co.jp/article.php?id=108932/-/317559/](http://okinawatimes.co.jp/article.php?id=108932/-/317559/) 猿田佐世『自発的対米従属 - 知られざる「ワ

シントン拡声器』(2017年、角川新書) 126頁。那覇地裁(一審)判決、死体遺棄・強姦致死・殺人被告事件、2017年12月1日、TKCLEX/DB 25549160。島洋子、前掲注(31) 12頁。事件発生後の世論の反響につき、沖縄県議会による「元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議」(2016年5月26日)。その決議項目には、1日米両政府による遺族および県民への謝罪と完全補償、2日米首脳による沖縄の基地問題、米軍人・軍属等の犯罪を根絶するための対応協議、3普天間基地の閉鎖、県内移設断念、4在沖海兵隊の撤退及び米軍基地の大幅整理・縮小、5米軍人等の特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本的改定、6米軍人・軍属等による凶悪事件発生時には、訓練と民間地域への立ち入り及び米軍車両の進入について一定期間禁止する措置を講じること、の6事項の速やかな実現要求を示した。<https://www.pref.okinawa.jp/site/gikai/documents/h285gatu26nitikougiketugi.pdf>

最高裁は、被告人Sからの裁判員裁判の管轄移転の初請求に対し、裁判員が法令に従い公平誠実にその職務を負うこと、裁判長が裁判員の同職責を十分に果たすことができるよう配慮することから、「公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分に保障されている」とし、本件が「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」(刑訴法17条1項2号)に当たらないとして管轄移転の請求を却下した。最高裁(二小)決定、2016年8月1日、TKCLEX/DB 25448102。なお、弁護人はS被告人が少年の1997年に米国内の病院でADHD(注意欠陥多動性障害)などと診断された書類を地裁に提出し、精神鑑定を申請し犯行時の責任能力(心神喪失または心神耗弱)を争う方針であったが、その病歴と犯行時の精神状態への直接的影響の立証が難しいと判断し争点とならなかった。東京産経メニュー、「沖縄女性暴行殺害で弁護側、元軍属の責任能力争わず」2018年8月18日(11時04分)。なお、被告人Sは、米国防総省の公表によると、海兵隊に所属し(2007年～2014年)、3等軍曹で除隊していた。軍務は、射撃の指導員で、テロリズム対策業務などの功績でメダルも受賞した軍歴をもっていた。島洋子、本文注(37)、13頁。

(38) <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/171740.iberid175124> 山陰中央新報 2017年11月17日、朝日新聞、同日。琉球新報2017年12月2日。

(39) 判決では、裁判での争点であった被告人Sが死体遺棄罪で逮捕された直後の自白について、信用性があるとした。柴田裁判長は「感覚的で正確かどうか分からない部分もある」とした。一方で、「このような供述をしているからといって、捜査官に迎合したとまでは言えない」と判示した。その上で「人の命を大切に思う気持ちが少しでもあれば、(暴行を)途中でやめることができたはずだ」と指

- 摘。「身勝手な動機による犯行で、計画性も認められる。何の落ち度もなかった被害者の無念は計り知れない」とした。死刑を求めていた被害者の父親は、代理人弁護士を通して「真実を述べて、私たちや娘に謝ってほしかった。被告人を許すことはできない」とコメントを発表した。沖縄タイムス、2017年12月2日04:52 <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/178347> 前掲判決、注(37)参照。
- (40) 朝日新聞2017年12月2日「元米軍属に向き判決 うるま女性殺害 地裁、殺意を認定」。2017年12月2日04:52 <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/178347>
- (41) 朝日新聞デジタル 土井貴輝「米、元軍属の賠償負担拒む 沖縄・うるま・銃携帯女性殺害事件」朝日新聞デジタル、2018年3月16日。05時05分。
- (42) 福岡高裁那覇支部(刑事部)(控訴審)判決、死体遺棄・強姦致死・殺人被告事件、2018年9月20日判決TKCLEX/D B 25561553。原判決にさらに220日の未決勾留日数220日が算入された。弁護士(主任 釜井景介)他2名。原審段階での被告人の弁護士への詳細な供述書が提出されていた。原審公判で被告人質問では終始黙秘していた。1時間20分弱の取調べ(通訳付)状況(自白)は録音録画され、原審ではその反訳書およびジェスチャーの写真等が添付されていた。同判決、1~2頁。<https://www://okinawatimes.co.jp/articles/-/317559/>
- (43) 朝日新聞デジタル、2018年10月4日16時01分。
- (44) 沖縄タイムス、2016年12月8日、「沖縄で銃を持った米兵が脱走 民間地で逮捕防衛局や自治体に伝えず」。<http://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/356339> 脱走兵の所属は、第353特殊作戦部隊で、同部隊はパラシュート降下訓練実施し(嘉手納基地内、津堅島訓練場水域にて)、墜落事故の頻発しているCV22オスプレー(2018年12月13日名護市阿部沿岸での墜落事故)に対応した特殊作戦を過酷な環境で訓練する軍務が課されており激しい軍務との関係性の調査も必要と指摘されている。同沖縄タイムス、2018年12月10日社説。
- (45) 沖縄タイムス、2018年3月17日、6月6日、6月29日。この補償金問題が決着することになった。小野寺五典防衛相がマティス米国国防長官と防衛省で会談し、元米軍属Sによる本事件(うるま市の女性暴行殺害事件)に関し、日米両政府で遺族に補償金を支払うことに合意した。報道によれば、防衛省によると、これまでSACO見舞金が支払われたのは13件、総額4億2800万円。だが、米側が補償対象としなければ対象にならず、支払われなかったケースもある。被害者の遺族側代理人は「遺族は苦しんでいる。補償されないことは問題だ」と指摘し「遺族側としては日米両政府に補償を求めていく。きちんと対応してほしい」と話した。沖縄タイムス+プラス <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/263091.Id.275010.283038>
- (46) 沖縄タイムス、2018年12月8日 <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/356339>

(47) 外務省機密文書、前掲、注(26)、159頁。

結びにかえて

これまでに、第1章において、第二次世界大戦後、1950年代から、わが国が歴史的意義をもった非武装平和主義の日本国憲法と規範的に矛盾する日米安保条約のもとで前身の行政協定、その後継の地位協定が誕生し、在日米軍・軍人等に関する地位が「協定」規定自体の改正なく、「行政内部」の運用改善の合意で、(刑事)事件、事故に対処していることを見た。さらに、1990年代以降から今日、さらに段階は進み、在日米軍の指揮下にある自衛隊の海外派遣において、わが国(自衛隊)が派遣国として、多くは発展途上国である受入国に対し、「日米地位協定」の強者・弱者の国家間の地位協定を締結していることが、分かった。第2章において、日米地位協定の抱える矛盾とその実例として、幾つかの深刻な事件、事故を捜査、刑事手続など刑事管轄権の面から地位協定の齟齬している市民の安全、安心への脅威の一端を見た。その矛盾は、米軍基地を抱える市町村、なかでも沖縄県という米軍基地(専用施設面積)の70%が存在し、その上、米軍人等が基地外区域に混住している地域に集中して現れており、問題発生の都度、日米合同委員会において、地位協定の改定ではなく、日米間の合意(事項)、運用改善、2補足協定が、公然、守秘性のある非公然の形式で、交わされ糊塗されていることも見る事ができた。しかし、沖縄の刑事裁判権・管轄権の置かれた状況、治外法権の事件処理の現況は、二重の矛盾、すなわち隷属的な日米関係の矛盾および日本政府による沖縄県への隷属的矛盾の再転嫁された矛盾とが集中しているということができよう。

本稿冒頭の全国知事会の「叫び」である自治体住民の安全、人権、平和を守ろうとする地位協定改定の訴えは、同改定が焦眉の課題であることを示すものでもある。では、この日米安保条約⁽⁴⁸⁾に基づく日米地位協定における対米従属ともいえる状況は米国に強いられた一方的なものであろうか。猿田は、日米地位協定を「恣意的に選択された対米従属」であるとする⁽⁴⁹⁾。日

米地位協定をNATO軍地位協定やドイツ・ボン補足協定、イタリアのモデル実務取極と比較して、遜色のない類似規定とするかの言説があるが⁽⁵⁰⁾、沖縄県を含む各種調査によっても地位協定が日本側の主権を制限する不平等な協定であることが分かる⁽⁵¹⁾。地位協定の明文規定の改正は国家主権回復の立場から、また地位協定の運用、改善合意内容は情報公開を含め、適正なコントロールを受ける必要がある⁽⁵²⁾。まさに、地位協定における刑事裁判権・管轄権はこれに該当する。

注

(48) 吉次は日米安保体制の構造的特質として、相互に関連する4要素から成り立っているとす。すなわち4要素とは「非対称性」(非対称的な相互性)、「不平等性」(日米地位協定や対米追従の言葉に象徴される日本の国家主権、対米発言権の不十分な尊重)、「不透明性」(密約の存在や国民への説明責任の不履行)、「危険性」(米軍事故による、とくに基地周辺住民の安全脅威と地位協定、密約による危険性の増幅)として、論じている。吉次公介『日米安保体制』(2018年、岩波新書)156頁。iv～vii頁。

(49) 猿田佐世『自発的対米従属－知られざる「ワシントン拡声器」』(2017年、角川新書)。氏によれば少数の知日派と言われるリチャード・アーミテージ、ジョン・ハムレ、(シンクタンクCSIS：戦略国際問題研究所、所長)、ジョセフ・ナイ、カート・キャンベルなどの声が、「アメリカの声」であるかのように扱われ絶大な対日影響力として日米関係のなかで強い影響力を持ってきたとする。2012年8月15日第3弾となる「アーミテージ・ナイ報告書(正式名称は米日同盟：アジアの安定をつなぎとめる)」などを見ていると、日本は一見、アメリカの属国のようにも思われる。しかし、これはある部分、「見せかけの対米従属」であり、自分たちにとっての都合のいいよう「恣意的に選択された対米従属」である(政治学者の白井聡氏は「自発的隷従」という言葉を使っている)。「日本政府や日本の既得権益層は「対米従属」の姿勢を表では装いながら「ワシントン拡声器」を使って、実は自らの望む政策を推進している」とし、「戦後70年にわたる日米の「共犯関係」にあるとする。ワシントン拡声器とはCSISと「ワシントン拡声器」いうシンクタンクの声なのである。民間人15人前後の執筆陣で民間シンクタンクCSISが発行元であるとし、そこに「日本政府が毎年50万ドル以上の資金提供を行って」おり、また「三菱、東芝といった原発関連企業も、CSISに毎年数百万円以上の寄付を行っている」とする。78-79、95、119、121-122、125頁。

(50) 軍法会議の対象から軍属・家族は除外されることは地位協定の明文規定

上、あるか(独伊)否か(日)すなわち地位協定上か運用上か、また同一地位協定文であってもその運用実態において主権国家としての地位(権利)が堅持されているかも重要である。「米軍当局の裁判権」についての外務省見解、外務省機密文書、前掲、注(26)、137頁。

(51) 日独伊の「地位協定」につき、少し長いが、沖縄県の地位協定条文の国比較調査を、本稿末尾に【資料】として掲載しておく(下線は筆者)。猿田佐世、同、125頁。

(52) 「米軍の地位協定を見る限り、アメリカが駐留国の刑事管轄権を出来るだけ制限し米軍兵士の人権を偏重する姿勢は、嘗て徳川幕府が締結を迫られた日米修好通商条約(1858年安政5年6月19日)の中で、日本側にアメリカ人被疑者を裁く管轄権がなかった史実を彷彿させる」との見解は、日本におけるアメリカ軍の地位を的確に表現している。今井健一郎、前掲注(11)、241頁。

【資料】 沖縄県による地位協定条文の(日独伊)比較調査報告

「日米地位協定、ボン補足協定(ドイツ)、米伊の了解覚書(モデル実務取極)の「国内法の適用、基地の管理権」、「演習、訓練」「警察権」に関する主要な条文等について比較表を作成し、分析を行った。主に以下の点に関して日本とドイツ、イタリアとの違いが明らかになった。

ア 受入国の国内法の適用

日本は「一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様」との立場を取り、日米地位協定にも一部の法令を除き日本の国内法を適用する条文がないことから、在日米軍には日本の国内法は原則として適用されていない。

ドイツでは、ボン補足協定第53条に派遣国軍隊の施設区域の使用に対してドイツ法令を適用することが明記されているほか、第45条に施設外演習や訓練に対して、第46条に空域演習に対して、それぞれドイツ法令を適用することが明記されている。

イタリアでは、モデル実務取極第17条において、米軍の訓練行動等に対して、非軍事的事項及び軍事的事項に関するイタリア法規であって特定分野について有効であるものについて順守義務が明記されている。

イ 基地の管理権及び受入国の立入り権

日米地位協定第3条第1項では「合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を取ることができる。」と明記されており、日本側による施設・区域内への立入り権は明記されていない。

ドイツでは、ボン補足協定の署名議定書において、ドイツ連邦、州、地方自治体の立入り権が明記されているほか、緊急の場合や危険が差し迫っている場合には、事前通告なしの立入りも認められている(第53条について4②a)。

イタリアでは、モデル実務取極第6条において、基地はイタリアの司令部の下に置かれ、イタリアの司令官は基地の全ての区域にいかなる制約を設けずに自由に立ち入ることができることが明記されている（第1項及び第5項）。

ウ 訓練、演習への受入国の関与

日米地位協定には、米軍による訓練や演習について規定されておらず、日本側にはそれを規制する権限がない。さらに、訓練に関する詳細な情報が日本側に通報されることはなく、日本政府としては、それを求めることもしないという姿勢である。訓練・演習を行う区域に関しても、日本政府は、昭和50年頃には提供施設・区域外での演習は、安保条約の趣旨からして違反であるという立場を取っていたものの、昭和62年頃には実弾射撃等を伴わない飛行訓練であれば提供施設・区域外でも認められる旨の立場となり、現在も同様の立場を取っている。

ドイツでは、ボン補足協定第53条にドイツ国内に移動する部隊による野外演習－6区域、訓練区域及び射撃場の使用に関するドイツ側の許可、第45条に施設外演習のドイツ国防大臣の同意、第46条に空域演習のドイツ側の承認がそれぞれ明記されており、派遣国軍隊による訓練、演習には、受け入れ国であるドイツの許可や同意、承認が必要になっている。

イタリアでは、モデル実務取極第17条において、米軍による訓練行動等についてのイタリア軍司令官への事前通告やイタリア側による調整、承認が明記されている。なお、1995年のモデル実務取極締結の3年後（1998年）に発生した米軍機によるロープウェー切断事故をきっかけに、米軍による訓練の許可制度や訓練飛行について大幅な規制強化が行われている。

エ 警察権

警察権に関しては、日米地位協定とNATO軍地位協定の本文は、ほぼ同様の規定となっている。両協定共に、施設・区域内においては、派遣国の軍事警察は全ての適当な措置を取ることが認められており、また、施設・区域外においては、受入国の当局との取極に従い、その使用は、派遣国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲に限られている。しかし、日米間では、合同委員会において、施設・区域内のすべての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本の当局は搜索、差押え又は検証を行う権利を行使しないことに合意している。

ドイツでは、ボン補足協定の第28条において、ドイツ警察による提供施設・区域内での任務遂行権限が明記されている。

イタリアでは、モデル実務取極第15条において、イタリア軍司令官がその任務を遂行するために、かつ、イタリア国主権の擁護者として、基地内のすべての区域及び施設に立ち入る権限が明記されているほか、米国司令官に認められた警察権についても、イタリアの現行法に一致することやイタリア軍司令官と調整することが明記されている。」

- * 以上につき沖縄県作成のポータルサイト 地位協定ポータルサイト（沖縄県公式ホームページ）(<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html>)、<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-733280.htm>
- * * 沖縄県作成の地位協定ポータルサイトは、日米地位協定に関する条文、合意等のほか、他国が米国と締結している地位協定の原文、法令、日本語訳等を掲載する。

追記：

1954年の内規「処分請訓規程」の存在により、法務省が日本に駐留する米兵らを起訴する場合、事前に検事長、検事総長、法相の指揮を受けることを命じていたことが明らかになった。前年の53年11月28日には、日米行政協定（今日の日米地位協定）が規定する米兵、軍属らに対する裁判権につき、日米合同委員会裁判権小委員会において、殺人などの凶悪犯罪以外は裁判権を放棄した秘密合意（密約）があった（政府は否定）。起訴抑制を検察官一体の原則、法相の指揮権発動をもって行っていることが分かる。四国新聞、2019年1月28日、1・2面記事「米兵起訴は法相指揮」・「密約担保の統制装置」。

